

次世代人工知能社会実装WG 設置要項（案）

技術戦略委員会における審議を円滑かつ効率的に進めるため、次世代人工知能社会実装WG（以下「WG」という。）を設置し、自然言語処理技術、脳情報通信技術等の次世代人工知能技術に関する取組の現状と課題を把握し、今後の研究開発及び社会実装に向けた推進方策等について調査、検討を行う。

1. WGの運営について

- (1) 主任は、WGの議事を掌握する。
- (2) WGに主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。
- (3) 主任に事故があるときは主任代理がその職務を代理する。
- (4) WGの会議（以下「会議」という。）は主任が召集する。この場合、主任は、構成員にあらかじめ会議の日時、場所及び議題を通知する。
- (5) 主任は、必要があるときは、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (6) 特に迅速な調査を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合には、主任は電子メールによる調査を行い、これを会議に代えることができる。
- (7) WGにおいて調査された事項については、主任がとりまとめ、これを委員会に報告する。
- (8) その他WGの運営に関し必要な事項は主任が定める。

2. 会議の公開等について

- (1) 会議は、次の場合を除き、原則として公開する。会議の公開・非公開の決定は主任が行い、非公開とする場合は、その理由を公表する。
 - ① 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合。
 - ② その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。
- (2) 会議の配付資料及び議事概要（以下「資料等」という。）は、次の場合を除き、閲覧その他の方法により、原則として公開する。資料等の公開・非公開の決定は主任が行い、非公開とする場合は、その理由を公表する。
 - ① 資料等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合。
 - ② その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。